

条文	運用（取組状況、コメント）	課題・意見
第1章 総則		
第2章 まちづくりの基本理念		
第3章 まちづくりの考え方		
第1節 参加及び協働によるまちづくり		
<p>(参加によるまちづくり) 第7条 担い手は、まちづくりの参加の輪を広げるため、誰もが自由に参加できる環境づくりに努めるものとします。 2 担い手は、参加の意欲を高めるため、楽しさ、達成感等が感じられるまちづくりを進めるよう努めるものとします。</p>		<p>・まちづくりに関わっている人間が画一的。ある程度決まりきった住民しか参加していない。</p>
第2節 担い手の役割		
<p>(住民の役割) 第11条 住民は、1人1人の知恵、意欲、行動等がまちづくりにおいて重要であることを自覚するよう努めるものとします。 2 住民は、1人1人の思い及び考えをお互いに認め合うよう努めるものとします。 3 住民は、人と人とのつながり及びお互いの助け合いが重要であることを理解し、行動するよう努めるものとします。</p>	<p>住民等の役割について謳っています。</p>	<p>・近年人と人とのつながりが薄れている。一人暮らしや夫婦での高齢者世帯が増えている中でつながりが薄れているのは問題。</p>
<p>(議会及び議員の役割) 第15条 議会は、町の議事機関であり、住民等の意思が町政に反映されるようにするとともに、町の行政運営が適正に行われるよう監視するものとします。 2 議会は、政策を立案し、提言内容を充実するため、調査研究等の活動に努めるものとします。 3 議会は、議会活動について、住民等及び行政機関が分かりやすいように、効果的に情報を発信するものとします。 4 議会は、議会が住民等に身近な存在になるように、開かれた環境づくりを進めるものとします。 5 議員は、住民等とともにまちづくりを行うよう心掛け、住民等との信頼関係を深めるとともに、自ら実践して得たものを議会活動に生かすよう努めるものとします。 6 議員は、情報の収集及び分析を行い、制度、政策等を提案するよう努めるものとします。</p>	<p>柴田町住民自治によるまちづくり基本条例を遵守し、町民と協働し、真の地方自治を実現するために柴田町議会基本条例を平成25年4月1日から施行しました。 ・各種研究会や講座の実施及び参加 ・議会だよりの発行（年4回） ・定例会議及び臨時会議の公開（傍聴）、Youtubeによる配信 ・議会懇談会を町内3カ所実施 ・柴田高校生と懇談会を実施 早稲田大学マニフェスト研究所による議会改革度調査2018ランキングで、柴田町が47位に入り、東北の町議会では最上位にランキングされています。</p>	<p>・議会の傍聴者が少ない。YouTubeでの配信にしても同時視聴者数が多くても5人くらいしかいない。 ・議員懇談会は現在ワークショップのようになっているが、議員の活動を説明する場であって欲しい。 ・問題提起をするだけでなく、行政の行えないことに関して議員同士が協力し合って解決して欲しい。 ・議会が開催される前に議題となる内容のお知らせがあったほうがyoutubeで傍聴する人も増えると思う。</p>
<p>(行政機関、町長及び職員の役割) 第16条 行政機関は、住民等及び議会との信頼関係を深め、共にまちづくりを行うものとします。 2 町長は、住民等によるまちづくりを支援するものとします。 3 町長は、行政運営について、住民等及び議会が分かりやすいように、効果的に情報を発信するものとします。 4 町長は、この条例の目的に沿った行政運営を行うため、その体制を整えるものとします。 5 町長は、職員が力を発揮しやすく、意欲を持って職務に取り組むことのできる環境づくりを進めるものとします。 6 職員は、職務を効果的に行うため、能力の向上及び自己啓発に努めるものとします。 7 職員は、住民等とともにまちづくりを行うよう心掛け、住民等との信頼関係を深めるとともに、自ら実践して得たものをまちづくりに生かすよう努めるものとします。</p>	<p>・住民等によるまちづくりの支援に関しては第23条及び第30条などで詳細説明 ・各種広報紙（広報しばた、お知らせ版）の発行、町ホームページ及びfacebookの運営 ・柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会を設置 ・まちづくり推進センターの設置 ・職員への自主研修制度の充実</p>	<p>3 効果的に情報を発信に関して ・決定している情報のみでなく、これから考えることに関しての情報も欲しい。 ・条文の表記を効果的に情報を発信するではなく、もう少し具体的な表現にできないか。</p>

条文	運用（取組状況、コメント）	課題・意見
第4章 まちづくりを進める方法		
第1節 まちの将来像		
<p>(まちの将来像とまちづくり) 第17条 町は、住民等の参加により、まち全体として調和のとれた住みよいまちづくりを進めるため、まちの将来像（以下「基本構想」といいます。）をつくり、その実現を目指すものとします。</p>	<p>・2019年度から2026年度まで第6次柴田町総合計画を策定</p>	<p>・将来像の核となる部分が分かりづらい。</p>
第2節 地域コミュニティ		
<p>(地域の将来像づくり) 第21条 運営組織は、次のことに留意し、地域の住民等と協力して地域の住民等の思い及び地域資源を生かした地域の将来像をつくるよう努めるものとします。 （1）地域の住民等が参加しやすい話し合いの機会を設けること。 （2）地域の住民等が地域の将来像づくりの意義、目的等を共有し、地域の将来像づくりへの参加意欲が高まるようにすること。 （3）地域の住民等が地域の資源、現状、課題等を共有できるようにすること。 （4）地域の住民等の意見の収集方法を工夫すること。</p>	<p>・地域の将来像は、各地区の住民で話し合い、各地区の地域計画に掲げています</p>	<p>・地区によってアンケートやワークショップ等を行う地域と行わない地域が見受けられる。</p>
<p>(地域計画づくり及び実行) 第22条 運営組織は、地域の住民等と協力して地域の将来像を実現するための具体的な計画（以下「地域計画」といいます。）をつくるよう努めるものとします。 2 運営組織は、次のことに留意し、地域計画を実行するよう努めるものとします。 （1）地域の住民等がお互いの役割分担を踏まえて連携できるようにすること。 （2）協働する等、効果的に進めること。 （3）地域の住民等が活動に参加しやすいようにすること。 （4）地域の住民等の持ち味を引き出し、生かすことができるようにすること。</p>	<p>・全42地区で地域計画を策定済み。5年間の計画年度が終了したら随時計画の更新を行っています。</p>	<p>・各自治会5年間ごとに地域計画を策定しているが、5年間任せず年一回程度、行政側から途中経過に対する調査や対策が必要では。 ・条文に全く問題は無いが、計画を策定するにあたって行政側の協力がまだ必要に感じる。地区ごとに定期的に指導や勉強会などやらない限り人材が育っていかないのでは。</p>
<p>(地域コミュニティへの行政支援) 第23条 町長は、地域づくりを進めるため、次のことを行い、地域コミュニティを支援するものとします。 （1）活動推進のために必要な情報の提供 （2）円滑な運営、人材育成等のための学習機会の提供 （3）地域の将来像及び地域計画をつくる場合の助言、情報の提供等 （4）他の担い手と交流できる機会づくり 2 町長は、地域コミュニティを支援する仕組みの充実に努めるものとします。</p>	<p>・行政区長会議を年4回実施し、町政の報告、情報共有を行っています。 ・まちづくり推進センターで、講座へのご案内や担い手の情報提供などを行っています。 ・基本条例施行後から地域コミュニティに対する財政支援を続けており、現在は地域づくり交付金制度で支援を行っています。</p>	<p>・役員会等で様々な案が出て役場の現状や条例などを知らないため、代表者に任せてしまっていることが多く、代表者以外の人材が育たない。 ・推進センターに地区の悩みごとを相談するなど、体力・気力がある方や余程困っていない方以外いないのでは。 ・地域計画を更新するごとに集落支援員さんのような方に地区の状況を見ていただくのはいかがでしょうか。</p>
第3節 行政運営		
<p>(行政運営における情報共有の促進) 第24条 行政機関は、次のことに留意し、情報共有を継続的に行うための仕組みをつくるものとします。 （1）まちづくりについての情報を広く集め、その蓄積及び管理をすること。 （2）まちづくりについての情報を目的に応じて編集し、広報すること。 （3）住民等に説明し、又は住民等から意見を聴く機会を設けること。 2 行政機関は、担い手の活動意欲を高めるため、その活動内容を広報するよう努めるものとします。</p>	<p>・月1回広報し、月2回お知らせ版を発行し、全戸配布しています。 ・Facebook、HPで町の様子を紹介しています。 ・住民懇談会の開催しています。 H28「公共施設等総合管理計画について」「地方創生について」参加者計97人 H29「(仮称)柴田町総合体育館建設基本計画」参加者計106人 H30テーマ「第6次柴田町総合計画について」「大型事業（総合体育館・図書館・給食センター建設）について」参加者計99人</p>	<p>・広報しただけに終わったイベント等の報告だけではなく、これから開催される地区のイベントなどが掲載されていけば、他の地区の情報を活かしていけるのではないかと。 ・情報発信するのも大事だが、情報を受信する住民の意識改革も必要。 ・デジタル化が進む中で、アナログをどう使うかは今後の課題になる。</p>

条文	運用（取組状況、コメント）	課題・意見
<p>(行政運営への参加の促進)</p> <p>第26条 行政機関は、住民等とともにまちづくりを進めるため、次のことに留意し、住民等の行政運営への参加を進めるものとします。</p> <p>(1) 住民等との話し合いの機会を設ける等、住民等の意見の収集方法を工夫すること。</p> <p>(2) 行政機関の事業について、緊急性のあるもの又は法令で定められ参加が難しいものを除き、計画づくりの過程、実施及び評価の各段階に住民等が参加できるように努めること。</p> <p>(3) 審議会等の組織の構成員は、原則として公募枠を設けること。ただし、公募することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。</p> <p>2 行政機関は、参加の仕組みを検証し、充実していくよう努めるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町長へのメッセージの実施 ・住民懇談会にて、テーマ以外の意見等についても収集しています。 ・総合計画策定時は、総合計画審議会に公募委員を募集しています。 ・各種計画においては策定前にパブリックコメントを実施しています。 ・公募委員を募集している審議会は、21審議会のうち3審議会 ・第2期の答申を受け、まずは公募枠の拡大に向け検討を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会について計画段階から住民が関わることで内容にしたほうが、住民目線のさまざまな案が出てくるのではないかと。
第4節 協働の推進		
第5章 まちづくりに参加する制度等		
<p>(まちづくり提案制度)</p> <p>第30条 町長は、住民等のまちづくりへの参加を促進するため、まちづくり提案制度を設けるものとします。</p> <p>2 まちづくり提案制度による提案は、次のとおりです。</p> <p>(1) まちづくりについての意見の提案</p> <p>(2) まちづくり活動の実践についての提案</p> <p>3 まちづくりについての意見の提案は、誰でも行うことができ、町長は、その内容に応じて、関係する機関、団体等に提案するものとします。</p> <p>4 まちづくり活動の実践についての提案は、提案を行う住民等が自らかかわる活動について行うことができます。</p> <p>5 町長は、前項に規定する提案のうち、必要と認められたものについて、支援するものとします。</p> <p>6 町長は、まちづくり提案制度による提案の内容、取扱い、実施結果等の概要を公表するものとします。</p>	<p>まちづくり提案制度実績（R1まで延べ）</p> <p>意見提案 提案17件 採択3件</p> <p>通常実践提案 提案5件 採択4件</p> <p>スタートアップ提案 提案11件 採択7件</p> <p>提案内容・採否結果については、随時ホームページでお知らせしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実践提案で提案された事業が少しずつ育っていくことが町の発展につながると思う。 ・スタートアップ提案で立ち上げた団体が通常実践提案を提案するように、提案が採択された後のフォローアップをする必要がある。
<p>(まちづくり推進センター)</p> <p>第31条 町は、参加及び協働によるまちづくりを促進するため、まちづくり推進センターを設置するものとします。</p> <p>2 まちづくり推進センターは、次のことを基本として運営するものとします。</p> <p>(1) 住民等及び行政機関の協働によって進めること。</p> <p>(2) 住民等の主体性が生かされること。</p> <p>(3) 担い手と多様に連携し、協力して進めること。</p> <p>3 まちづくり推進センターの事業は、次のとおりです。</p> <p>(1) まちづくり提案制度の運用</p> <p>(2) まちづくりを行う住民等の交流及び連携の促進</p> <p>(3) その他参加及び協働によるまちづくりを促進するために必要な事業</p>	<p>H23.6 まちづくり推進センター設置</p> <p>R1.5 NPO法人余白へ運営委託</p> <p>令和元年度利用状況</p> <p>総来館者数 8,927人</p> <p>多目的スペース利用件数 277件 2,506人</p> <p>印刷機利用件数 842件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆる.ぶらの情報発信の中に各行政区の活動報告があったほうがいい。 ・動画を作成してfacebookで発信しているが、再生数が少ないように思われる。また、何か月か前の動画がずっと残っているの、体験会が終わったら動画で紹介し、次回の体験会についても紹介するなど、最新の情報の動画を更新したほうが良いのではないかと。 ・印刷の利用者を印刷だけでなくゆる.ぶらに引き付ける工夫が必要。 ・単発的な事業になるのではなく、利用者がゆる.ぶらと関わり続けるような事業にしていく必要がある。 ・ギャラリースペースに展示している人同士で何か生まれたいってほしい。 ・まちづくり支援の拠点として社会福祉協議会や生涯学習センターと連携して、地域の課題解決に取り組めれば、ステップアップしていけると思う。